

属人計画の適切な運用及び持続可能な森林整備を求める意見書

令和 8 年 6 月 1 0 日

内閣総理大臣 様 衆議院議長 様
参議院議長 様 農林水産大臣 様

富士見町議会
議長 小 倉 裕 子

戦後の復興から高度経済成長期にかけて、国内では木材需要の急増に対応するため、大規模な伐採と拡大造林が進められました。その後の木材輸入自由化により安価な外材が流入し、国内林業は育成段階に入的过程中で採算性の低下や担い手不足に直面し、適切な森林整備の継続が困難になりました。

こうした反省を踏まえ、平成 21 年に森林・林業再生プランを策定し、持続可能な森林経営の実現に向けた取り組みが進められました。

森林は、木材生産のみならず、水源涵養、防災、生物多様性保全など、多面的かつ公益的な機能を有しており、その持続的な発揮を目的として、森林法に基づく森林経営計画制度が設けられています。

また、森林の持続可能な利用は、森林資源の成長量の範囲内で適切な整備と利用を行い、次世代へ健全な森林を引き継ぐことを基本として成り立っています。

一方で近年、一定規模以上の森林所有者等が作成する属人計画の活用が進みつつあります。属人計画は森林経営計画制度の一形態として活用される一方、その運用によっては地域における面的な森林管理との整合や、地域単位での森林資源の持続可能性及び森林成長量との均衡が見えにくくなることが課題となっています。

森林は長期的視点で管理されるべき地域資源であり、地域の実情に応じた持続可能な森林整備が求められることから、下記の事項について強く要求いたします。

記

- 1、属人計画については、森林経営計画制度における特例的制度であることを踏まえ、地域における面的な森林管理との整合性を十分確保した上で慎重に運用すること。
- 2、属人計画の認定及び運用にあたっては、市町村、地域森林事業体及び地域の関係者の意見が適切に反映される仕組みを検討すること。
- 3、森林経営計画の運用にあたっては、面的なまとまりによる森林整備を基本とし、地域全体の森林資源の持続可能性が確保されるよう必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。